

**鳥取県告示第232号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

上峰寺第2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎378-2	1号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎378-2	2号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎381	3号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎381	4号
八頭郡八頭町上峰寺字アイ染207-1	5号
八頭郡八頭町上峰寺字笑ヒ道谷389	6号
八頭郡八頭町上峰寺字笑ヒ道谷386-1	7号
八頭郡八頭町上峰寺字廿日谷205	8号
八頭郡八頭町上峰寺字笑ヒ道谷386-1	9号
八頭郡八頭町上峰寺字笑道口194	10号
八頭郡八頭町上峰寺字笑道口192-1	11号
八頭郡八頭町上峰寺字加藤橋162	12号
八頭郡八頭町上峰寺字赤崎378-3	13号